

【参考】イベントの開催制限について（まとめ） <R5.3.13～>

イベント類型		感染防止安全計画策定【注1】 (5,000人超かつ収容率50%超のイベント【注2,3】に適用) ※ 県に提出	その他（感染防止安全計画を策定しないイベント） ※ チェックリストの作成・公表が必要【注4】		
I イベント開催制限の目安		■ ①人数上限及び②収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする（両方の条件を満たす必要あり）。			
① 人数上限 の目安	緊急事態措置区域 である都道府県	10,000人 ＜対象者全員検査により、収容定員まで追加可【注5】＞	5,000人		
	まん防重点措置区域 である都道府県	収容定員まで	5,000人		
	その他の都道府県	収容定員まで	5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方		
② 収容率の 目安	収容定員が設定 されている	緊急事態措置区域又は まん防重点措置区域 である都道府県	100%（大声なしの担保が前提）	100%（大声なし）	50%（大声あり【注6】）
		その他の都道府県	100%		
	収容定員が設定されていない	人と人が触れ合わない程度の間隔を確保			
II 必要な感染防止策		■ 下記項目に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。			
項目		基本的な感染防止策			
1. イベント参加者の 感染対策	(1) 感染経路 に応じた感染 対策	① 飛沫感染対策	□ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保		
		② エアゾール感染対策	□ 機械換気による常時換気又は窓開け換気 ※ 必要な換気量（一人当たり換気量30m ³ /時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度をおおむね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的） ※ 機械換気が設置されていない場合の窓空け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け ※ 機械換気、窓開け換気ともに相対湿度の目安は40-70% ※ 屋外開催は除く。 □ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】		
		③ 接触感染対策	□ イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施 □ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】		
	(2) その他の 感染対策	④ 飲食時の感染対策	□ 上記(1)感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策の周知		
		⑤ イベント前の感染対策	□ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼び掛け		
2. 出演者やスタッフの感 染対策	⑥ 出演者やスタッフの感染対策	□ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記(1)感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施 □ 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施			
備考		<p>【注1】感染防止安全計画の策定による制限緩和は、5,000人超かつ収容率50%超のイベント【注2,3】に適用。緊急事態措置区域又はまん防重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提。計画はイベント開催2週間前までに県に提出、また、イベント終了後1か月以内に結果報告書を県に提出。一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、一括して提出可。</p> <p>【注2】緊急事態措置区域やまん防重点措置区域である都道府県においては5,000人超のイベント。「イベント」には、知事の判断により、緊急事態措置区域やまん防重点措置区域である都道府県において、遊園地やテーマパーク等を含めることができる。</p> <p>【注3】参加者を事前に把握できない場合は、イベント主催者等が想定する参加予定人数が5,000人超のとき、収容定員が設定されていない場合は、5,000人超で人と人が触れ合わない程度の間隔で開催したいとき、原則、安全計画策定の対象とする。</p> <p>【注4】安全計画を策定しないイベントについては、感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・ホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管。問題が発生した場合は県に結果報告書を提出</p> <p>【注5】対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないこともある。</p> <p>【注6】「大声」を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当することとする。 ＜大声の具体例＞ ▶観客間の大声・長時間の会話 ▶スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱（※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。）</p> <p>【注7】お祭りなど多数の出演者が参加するイベント開催に当たっては、地域の感染状況や出演者が取り得る感染対策等を踏まえ、開催規模や内容の見直し、必要な感染対策の充実について適切に判断すること。</p> <p>【注8】「イベント」とは、事前予約制・チケット販売・時間指定（〇時～〇時までの一定の開催時間を予定して行われる興行等）等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等（演劇、音楽コンサート、スポーツイベント等）を指す。 ※ 出席者が特定されていて、集客しない会議、協議会等はイベントには当たらない。</p>			